

# 令和6年第12回守山市農業委員会総会議事録

第12回守山市農業委員会総会を市役所2階防災会議室において招集する。

令和6年12月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第53号～議第56号

議題53号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第54号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第55号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて

報告第 52 号～報告第 54 号

報告第 52 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借  
解約通知について

報告第 54 号 農地変更届出について

2 出席委員

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 1 今井 清市   | 2 本城 康吉  | 3 杉江 和    |
| 4 國枝 敏孝   | 5 木村 喜代子 | 6 深尾 円    |
| 7 大島 常弘   | 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一   |
| 10 高橋 謙二  | 11 服部 重信 | 12 辰市 祐洋  |
| 13 西 直幸   | 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子  |
| 16 千代 博   | 17 今井 誠二 | 18 西出 登志和 |
| 19 寺田 安喜雄 | 20 西村 明弘 | 21 宇野 正   |
| 22 中島 耕治  | 23 西村 正秋 | 24 西村 潔   |
| 25 山本 麻紀代 | 26 秋山 新治 |           |

### 3 会議に出席した説明員および書記

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 説明員 | 局長  | 武田 | 雅義 |
| 局 員 | 参事  | 寺田 | 篤司 |
| 局 員 | 指導員 | 井上 | 俊明 |
| 農政課 | 課長  | 福嶋 | 信宏 |
| 農政課 | 事務員 | 古家 | 妙子 |

#### ○事務局

本総会は委員総数 26 名中 26 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 12 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

#### ○議 長

それでは、令和 6 年第 12 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 3 件の合計 7 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

11 番 服部 重信 委員

12 番 辰市 祐洋 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 53 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 53 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて （旧基盤法第 18 条）

以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられ

ます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号 ●番      ●●      ●●委員

議席番号 ●番      ●●      ●●委員

議席番号 ●番      ●●      ●●委員

議席番号 ●番      ●●      ●●委員

に、退室をお願いします。

（4名の委員 退室）

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長      （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 53 号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課      （会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただ

くものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 53 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員

●● ●●委員

●● ●●委員

●● ●●委員 入室を認めます。

(4名の委員 入室)

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第54号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第54号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第54号の提案理由をご説明申し上げます。議案書2ページ、位置図は3条N0.1か

らとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、8件でございます。

1 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 1)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 316 平方メートルの畑です。

譲渡人は、大津市〇〇〇〇 〇〇番〇ー〇〇〇〇号 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 および大阪府豊中市〇町 〇丁目〇番〇〇ー〇〇〇〇号 〇〇 〇 〇 さん 〇〇歳 および野洲市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 および〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は〇〇 〇丁目〇番〇〇ー〇〇〇〇号、〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と〇〇 〇 〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は現時点では2.5 キロメートルですが、譲受人世帯は申請地の隣接の住居に転居して耕作されます。

2 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 178 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 692 平方メートルの田、同じく〇〇〇番 128 平方メートルの畑、同じく〇〇〇番 228 平方メートルの畑、および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 110 平方メートルの畑 以上 5 筆合計で 1,336 平方メートルです。

譲渡人は、京都府京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、73.9 アール、通作距離は 3.5 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,034 平方メートルの田 同じく〇〇〇番 1,209 平方メートルの田 2 筆合計で 2,243 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。神奈川県藤沢市〇〇〇〇町 〇番〇ー〇〇〇号 〇

○ ○○ さん ○○歳です。譲受人は、○○町 ○○番地の○ ○○ ○○ さん ○○歳、○○ ○○ さん ○○歳、○○ ○○ さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、24.8 アール、通作距離は 3.7 キロメートルです。

#### 4 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 4)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番 1,072 平方メートルの田 同じく○○○○番○ 108 平方メートルの田 2 筆合計で 1,180 平方メートルです。

譲渡人は、神戸市○○区○○町 ○丁目○番○ー○○○号 ○○ ○○ さん ○○歳。譲受人は、草津市○○町 ○○○番地○ ○○ ○○ さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は現時点では 4.5 キロメートルですが、譲受人は申請地に隣接の空き家住宅の購入を計画されています。

#### 5 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 5)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○番 330 平方メ

一トルの田 同じく〇〇番〇 1,159 平方メートルの田  
2 筆合計で 1,489 平方メートルです。譲渡人は、〇〇町 〇  
〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は 90.7 アール、通作距離は 0.6 キロ  
メートルです。

6 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 6)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 783 平方  
メートルの田です。譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇  
〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇  
〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は 145.8 アール、通作距離は 0.3 キロ  
メートルです。

7 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 7)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 110 平  
方メートルの畑です。譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇〇

番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は0アール、通作距離は0キロメートルで自宅が隣接しています。

8番の案件です。(位置図 3条 NO. 8)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,502 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 3,018 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 2,333 平方メートルの田、3筆合計で6,853 平方メートルです。譲渡人は、大津市〇〇〇〇丁目〇ー〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇〇番地の〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は13.8アール、通作距離は2.4キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であり、問題

ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第54号の提案理由の説明を終わります。

#### ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

1番の案件ですが、位置図3条NO.1を見てもらうと北側にある家の屋敷畑という形で残ってます。その家に転居され合わせて畑も管理されるということで購入されるので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

#### ○議長

続いて、2番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

農業をするということなので問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

農地が連たんしており、田として使用されるため問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、4番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

報告させていただきます。現在、遊休農地になっており、隣りにある住宅も空き家となっていますが、その住宅と当該地の農地を購入し、耕作するとおしゃっているので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、5番を●● ●●委員に確認状況を報告いただ

きます。

○●番 ●● ●●委員

当該地は周囲を田で囲まれており、譲受人は農業を営まれており、特に問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、6番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲受人は80歳と高齢ですが、農業に勤しまれているため問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、7番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲受人は新規に畑作をしたいということで、自宅の隣の農地を購入されたので、問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、8番を●● ●●委員に確認状況を報告いただ

きます。

○●●番 ●●● ●●●委員

譲受人の実家が当該地の在所にあり、在所内に農地を複数もっておられます。今回譲渡人の意向を聞いて売買によって引き受けることとなり、引き続き耕作されるので、問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第55号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第55号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第55号の提案理由をご説明申し上げます。議案書5ページ、位置図は4条NO.1からとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は4件でございます。

1番の案件です。（位置図 4条NO.1）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 142平方メートル

の畑で、現況は宅地です。申請人は〇〇町 〇〇〇番地〇〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。転用の事由は住宅敷地で、昭和 54 年に居宅の建築が行われた無断転用是正案件となります。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

## 2 番の案件です。(位置図 4 条 NO. 2)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 85 平方メートルの畑で、現況は宅地です。同じく〇〇〇〇番〇 13 平方メートルの畑で、現況は宅地です。2 筆合計で 98 平方メートルです。

申請人は 〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。転用の事由は住宅敷地で、平成 11 年に居宅の建築が行われた無断転用是正案件となります。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となり

ます。

3 番の案件です。(位置図 4 条 NO. 3)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 366 平方メートルの田で、現況は雑種地です。申請人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。転用の事由は貸駐車場で、申請者の父親が近隣に所在する板金会社に貸し出していた無断転用の是正案件となります。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇小学校・〇〇〇〇〇〇〇）があることから第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番の案件です。(位置図 4 条 NO. 4)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 93 平方メートルの畑 同じく〇〇〇〇番〇 363 平方メートルの畑 2 筆合計で 456 平方メートルです。申請人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。転用の事由は貸資材置場で、株式会社〇〇と 10 年間の賃貸借を行う

契約書が添付されています。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第 2 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 55 号の提案理由の説明を終わります。

#### ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

現状につきましては、住宅地の一部が申請漏れであったことに対しての再申請であるため、問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

#### ○議長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

#### ○●番 ●● ●●委員

議案書 6 ページ 2 番にありますように、平成 11 年に新

しい家を建てて住まわれております。今回、相続登記により農地転用の申請漏れが判明し申請となり、問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

この案件についても、相続登記により農地転用の申請がなされていないことがわかったので、やむを得ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

特に問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員（●● ●●委員）

1 番から 3 番につきましては、いずれも住宅地で隣接地も住宅であるため、特に周辺の環境からも問題ないと思われます。

4 番につきましても、周辺農地がないということから判断し問題ないとししました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第56号を議題といたします。書記に議件の朗読をいただきます。

○書記

朗読いたします。議第56号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

本件の6番については関係者に委員の方がおられます。  
まず、1番から5番を事務局より提案理由の説明をいただきます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第56号の1番から5番の提案理由をご説明申し上げます。議案書は7ページ、位置図は5条のほうの位置図5条NO.1からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

1番の案件です。（位置図 5条NO.1）

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 707 平方メー

トルの田 同 じく〇〇〇番〇 906 平方メートルの田 同 じく〇〇〇番〇 962 平方メートルの田で 3 筆合計 2,575 平方メートルです。譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、譲受人は、三重県松坂市〇〇町 〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場と駐車場です。株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇を経営する企業であり、これまで資材置場として利用していた事業所の土地を住宅開発するにあたり、資材置場や従業員駐車場の代替地を事業所の南側の隣接地に求められているものです。なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に〇〇〇中学校と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇保育園があることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 5 条 NO. 2)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,028 平方メートルの田で譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、神奈川県藤沢市〇〇〇〇町 〇番〇一〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。同じく〇〇〇番〇706 平方メートルの田 で譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。 同じく〇〇〇番〇 1,027 平方メートルの田で譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。3 筆合計 2,761 平方メートルです。譲受人は、〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。申請者の株式会社〇〇〇〇は、市内での事業の受注量の増加に伴い、建築資材や土木資材を事務所の近くに求められているものです。なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題

はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 5条 N0. 3)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 498 平方メートルの田です。譲渡人は〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、譲受人は東近江市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号室 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。備考欄に記載のとおり、譲受人は譲渡人の娘夫婦にあたります。また開発許可に該当します。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（〇〇〇〇〇高校と〇〇〇クリニック）があることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番の案件です。(位置図 5 条 NO. 4)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 369 平方メートルの畑です。譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分化住宅です。備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 5 条 NO. 5)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 432 平方メートルの田、現況は雑種地です。譲渡人は東京都〇〇区 〇〇 〇丁目〇番〇〇ー〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は贈与。転用の事由は貸駐車場です。昭和49年に建物を建築した無断転用是正案件です。その建物はすでに撤去されており現在は空き地です。許可後は月極駐車場として近隣に貸し出す計画をされています。

立地基準の判断については、団地規模が10ヘクタール未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第56号の1番から5番の提案理由の説明とさせていただきます。

## ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をいただきます。

## ○●番 ●● ●●委員

当該地につきましては、いわゆるレインボーロードの○○のバス停のある交差点でございます。周辺農地に与

える影響はないのですが、懸念されることとして、出入口が隣接の出入口と隣り合っており、また反対側はバス停の駐輪場で通学生も多く利用していることから、大型トラックの出入りを考えるとギリギリであるので危ないように感じました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

#### ○議長 長

続いて2番と3番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

#### ○●番 ●● ●●委員

2番について、○○○○○に続くまっすぐな道路沿いで、周辺はお医者さんが多数開業されており、何ら問題ありません。

3番については○○町の調整区域の白地の区域で分化住宅地の開発となり、手前から子の分化住宅で今回孫の分化住宅と続くことになります。水も東から西へ流れており、申請地を横切るわけではないので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

#### ○議長 長

続いて4番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲受人は父と同居しておられましたが、新しく分化住宅を建てるということで町内で土地を探されていました。今回、申請地が見つかり問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて5番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

現地を見に行きました。家は建っていない状態の空き地で駐車場の申請となっていることから、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員 (●● ●●委員)

11月25日に現地確認に行ってきました。申請地においては周辺農地への影響もなく問題ないものと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

4 番の案件の譲受人と、先ほどの議第 54 号の 7 番の譲受人が異なるが、その関係はどのようなになっているのでしょうか。

○事務局

4 番の案件の北側の畑 110 平方メートルについては、隣接の方が購入され耕作されますので、問題はありません。

4 番についても分化住宅が建つということで審査をさせていただいていますが、現場の高さは同じような高さの土地です。雨水排水についても前面道路に側溝があるのでそちらに流し、土砂については高さが同じのため隣地農地への影響はないと判断しました。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

5 番の案件ですが、農地法的には問題ないと思いますが、契約内容が贈与で、32 歳の息子（譲渡人）から 59 歳の母

(譲受人) への、子から母への贈与となっているが、問題は無いのでしょうか。

○事務局

備考欄に記載されているように母と子で、子は東京に在住しており将来こちらに戻ることがないとのことで土地の管理ができないことから隣接に住む母に贈与するということになりました。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件ですが、譲受人は過去に市内で資材置場として許可を受けたものはありますか。

○事務局

許可したものはございます。売却要望があり売却したということで現在は持っておられるものはないということは確認しております。

○●番 ●● ●●委員

もうすでに売却しているということですね。

わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第 56 号 1 番から 5 番については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件の 1 番から 5 番については、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、議第 56 号 6 番の案件について審議いたしますが、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがって、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退席)

○議長

それでは、事務局より議第56号6番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条の議案の説明)

ただいま議題となりました議題56号の6番の提案理由のご説明を申し上げます。(位置図 5条 NO. 6)

本件の申請地は58筆でございます。

○○町 ○○ ○○○番○ 1,523平方メートルのうち93平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○番地 ○○○○○さん ○○歳。

○○町 ○○ ○○○番○ 1,042平方メートルのうち397平方メートルの田、○○町 ○○○ ○○○番○ 1,119平方メートルのうち445平方メートルの田で、譲渡人は京都市○○区○○○○○○○○○○町 ○○○番地○○○○さん ○○歳。

○○町 ○○ ○○○番○ 1,144平方メートルのうち473平方メートルの田、○○町 ○○○ ○○○番○ 1,227㎡のうち511平方メートルの田、同じく○○○番○

1,294 平方メートルのうち 621 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,444 平方メートルのうち 494 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,223 平方メートルのうち 228 平方メートルの田で、譲渡人は大阪府松原市〇〇〇 〇 〇丁目〇番地〇棟〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,761 平方メートルのうち 1,218 平方メートルの田、同じく〇〇〇番 66 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 849 平方メートルのうち 57 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 1,499 平方メートルのうち 555 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 950 平方メートルのうち 51 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地〇 〇 〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,066 平方メートルのう

ち 416 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇丁目〇〇番地〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,244 平方メートルのうち 552 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,455 平方メートルのうち 549 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,048 平方メートルのうち 570 平方メートルの田、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,530 m<sup>2</sup>のうち 929 平方メートルの田、同じく〇〇〇番 1,252 平方メートルのうち 736 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,128 平方メートルのうち 293 平方メートルの田で、譲渡人は栗東市〇〇 〇〇 〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,331 平方メートルのうち 283 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 956 平方メートルのうち 196 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地

〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,191 平方メートルの  
うち 224 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番  
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,396 平方メートルの  
うち 274 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番  
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 921 平方メートルのうち  
817 平方メートルの田で、譲渡人は、栃木県小山市〇〇〇  
〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 803 平方メートルのうち 405  
平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地の〇  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 955 平方メートルのうち 871  
平方メートルの田、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 684 平方メ  
ートルのうち 600 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町  
〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,180 平方メートルのうち  
1,179 平方メートルの田、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番  
1,044 平方メートルのうち 741 平方メートルの田で、譲渡  
人は滋賀県蒲生郡〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇

〇〇 さん 〇〇歳 持ち分 2 分の 1、甲賀市〇〇町〇〇  
〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 持ち分  
2 分の 1。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,332 平方メートルのうち  
1,331 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,365 平方メートルのうち  
1,349 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,272 平方メートルのうち  
1,225 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,031 平方メートルのうち  
678 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 1,074 平方メ  
ートルのうち 718 平方メートルの田、〇〇町 〇〇〇 〇  
〇〇番 1,328 平方メートルのうち 821 平方メートルの田  
で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇  
〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,120 平方メートルのう  
ち 751 平方メートルの田で、譲渡人〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,107 平方メートルのうち  
735 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,031 平方メートルのうち  
636 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,130 平方メートルのうち  
786 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,256 平方メートルのうち  
773 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,414 平方メートルのうち  
940 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,147 平方メートルのうち  
217 平方メートルの田、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,047  
平方メートルのうち 537 平方メートルの田、同じく〇〇〇  
番 1,190 平方メートルのうち 494 平方メートルの田で、  
譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇 〇〇 〇〇 さん 〇  
〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,619 平方メートルのうち  
560 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,659 平方メートルのうち  
666 平方メートルの田で、譲渡人は彦根市〇〇町 〇〇〇  
〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,213 平方メートルのうち  
405 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,100 平方メートルのうち  
621 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,239 平方メートルのうち  
764 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,100 平方メートルのう  
ち 767 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 持ち分 3 分の 2 〇〇 〇  
〇 さん 〇〇歳 持ち分 3 分の 1。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,368 平方メートルのう  
ち 1,016 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番

地 ○○ ○○ さん ○○歳。

○○町 ○○○ ○○○番 1,024 平方メートルのうち  
663 平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○番地  
○○ ○○ さん ○○歳。

○○町 ○○○ ○○○番 978 平方メートルのうち  
644 平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○○番地  
○○ ○○ さん ○○歳。

○○町 ○○○ ○○○番○ 1,371 平方メートルのう  
ち 325 平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○番地  
○○ ○○ さん ○○歳。

○○町 ○○ ○○○番 909 平方メートルのうち 469  
平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○番地の○  
○○ ○○ さん ○○歳。

○○町 ○○ ○○○番 1,309 平方メートルのうち  
672 平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○番地  
○○ ○○ さん ○○歳。

○○町 ○○○○○ ○○○番 1,077 平方メートルの  
うち 1,061 平方メートルの田で、譲渡人は○○町 ○○○  
○番地の○○○ ○○ ○○ さん ○○歳。

合計で 58 筆 面積は 35,468 平方メートルとなります。

譲受人は、京都府京都市○区○○○○○○○○○○町○

番地 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。目的は埋蔵文化財の発掘調査で、令和9年11月30日までの一時転用です。〇〇工業団地の計画地において、先月の西側の市の開発予定地に続いて、東側の民間の開発地において文化財調査の本掘が行われるものです。また転用面積が2,000平方メートルを超えるため、今月も県の常設審議委員会の諮問を受けることになります。

立地基準の判断については、団地規模が10ヘクタール以上の一団の農地で、第1種農地となります。第1種農地では、原則として転用の許可ができませんが、本件は3年以内の一時転用であるため、例外的に許可ができるものです。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第56号の6番の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 長

それでは、6番の案件を現地確認いただいた●● ●●●

委員に報告をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

現在は、不耕作地となっており、草が繁茂しているため隣接の耕作地に虫が発生し飛んでくるので草刈りをしていただくよう、依頼しました。それ以外に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。（●●● ●●●委員、●●● ●●●委員）

○当番委員（●●● ●●●委員）

問題ないと思います。

懸念している点は、今、●●●委員がおっしゃったとおり、非常に荒れた農地となっており、除草してきれいにさせていただきたいと個人的にも思っております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第 56 号 6 番については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件の 6 番については、許可相当とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員に入室を認めます。

（1 名の委員 入室）

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 52 号から報告第 54 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 52 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の  
報告について

4 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃  
貸借解約通知について

32 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 54 号 農地変更届出について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。  
以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか

○●番 ●● ●●委員

議案書 2 ページ議第 54 号の 1 番は、売買で許可申請を  
されていますが、議案書 15 ページ報告第 52 号 2 番では相  
続され自作されると記されていますが、それぞれの表記が  
異なっているのはどうしてですか。

○事務局

届出書を確認したところ、自作とは記載されておらず相  
続が整ったので正式に売買されることになりました。その  
ため議案書 15 ページ報告第 52 号 2 番については記載誤り

で自作ではなく売買となります。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○●番 ●● ●●委員

議案書 24 ページ報告第 54 号 1 番 農地変更届について  
で変更事由の中で昭和 55 年に転用の許可がされているが  
この許可済みの場合はどうなりますか。

○事務局

転用許可してその後着工していない場合は、許可の空振り  
といいます。農地のまま造成が行われていないので農地  
のままということです。

○●番 ●● ●●委員

自動的に転用許可は取り消されたということですか。

○事務局

転用許可は取り消せませんが、申請者の諸事情により転  
用の目的を達成する理由が失われている現状では転用許  
可の効力はないものとなります。

そのため、新たに転用をされる場合は許可の申請が必要  
となってくるもので、その旨は受理書に明記しています。

○議長

他に、質問はありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 12 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記  
に署名する。

11番 服部 重信 委員

12番 辰市 祐洋 委員